

市第 197 号議案 神奈川県競輪組合の解散についての協議

市第 198 号議案 神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分についての協議

1 趣旨

地方自治法上の一部事務組合である神奈川県競輪組合（構成団体：神奈川県、横浜市、横須賀市）を平成 27 年 3 月 31 日をもって解散するため、地方自治法第 288 条の規定に基づき、構成団体による協議を行います。

また、神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 289 条の規定に基づき、構成団体による協議を行います。

これらの協議については、地方自治法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないため、議案を上程するものです。

2 協議の内容

(1) 神奈川県競輪組合の解散についての協議（市第 197 号議案）

神奈川県競輪組合を平成 27 年 3 月 31 日をもって解散します。

(2) 神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分についての協議（市第 198 号議案）

組合の解散時における剰余金又は不足金等の清算事務は神奈川県が承継します。このため組合が解散時に所有する資産は、神奈川県が承継した上で、清算の結果、生じた剰余金又は不足金は、次の割合で構成団体に配分、又は負担します。

神奈川県：100 分の 56.14 横浜市：100 分の 28.07 横須賀市：100 分の 15.79

<参考 1>

地方自治法

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

<参考 2>

競輪組合解散に伴う累積債務清算に対する本市分の負担金 1,350 百万円を平成 26 年度 2 月補正予算案に計上しています。

また、神奈川県が承継する競輪組合の清算事務経費の本市分の負担額 6 百万円を平成 27 年度予算案に計上しています。

<参考3>

■競輪事業の経緯

- ・神奈川県競輪組合（神奈川県、横浜市、横須賀市で構成）は、22年度から26年度までの5年間、JKA交付金特例制度の活用と川崎・小田原競輪場におけるGⅢクラス競輪の借上開催を柱とする「事業収支改善計画」を策定し、経営改善に取り組んできました。
- ・こうした取組の結果、22年度以降の収支は、毎年度3億円程度の単年度黒字となっています。毎年度の黒字分は、猶予されている交付金の支払いなどに備え基金として積み立てており、26年度末の積立額は、約14億円の見込みです。（うちJKA交付金猶予額累計：約8億円、剰余金：約6億円）
- ・21年度末に約13億円あった組合債やリース等の債務については、25年度までに完済しました。また、約54億円あった累積赤字は、基金に積立てた剰余金6億円を活用することで、26年度末で48億円の圧縮されます。
- ・しかしながら、27年度以降は、JKA交付金特例制度の適用が受けられず、売上の8割を占めるGⅢクラス競輪も開催できないことから、毎年赤字が続き、累積赤字は再び拡大する見通しとなっています。
- ・こうしたことから、構成団体で、特例期間終了後の競輪事業のあり方について検討を行った結果、26年度限りで競輪事業から撤退し、神奈川県競輪組合を解散することで合意しました。

<表> 競輪組合の収支状況

←———— JKA交付金猶予特例期間(5年間) —————→

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込)
①単年度収支	▲ 475	297	461	361	292	280
②基金積立累計			461	822	1,114	1,394
③JKA交付金猶予額累計		222	426	552	670	780
④累積赤字	▲ 5,352	▲ 5,352	▲ 5,352	▲ 5,352	▲ 5,352	▲ 5,352
⑤組合債等債務	▲ 1,264	▲ 827	▲ 254	▲ 50	0	0
実質累積赤字②-③+④+⑤	▲約66億円	—————→				▲48億円

※競輪事業の本市一般会計繰入額

累計約273億円（昭和25年度～平成9年度）